

愛知県地球温暖化対策推進条例施行規則第2条第2項第2号の規定に基づき、知事が定める温室効果ガスの排出に関する事項は、温室効果ガスである物質の区分に応じて次のとおりとする。

平成31年3月1日

- 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
 - (1) エネルギーの使用の状況の報告に関する事項
 - (2) 空気調和設備、冷凍機器若しくは冷蔵機器、照明器具又は調理用機器若しくは加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項
- 2 1に掲げる温室効果ガス以外の温室効果ガス
 - (1) 温室効果ガスの排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項
 - (2) (1)の報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令別表第7から別表第13までに掲げる事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項